

医療費助成制度に関する意見書

神奈川県内各市町村における重度障害者医療費助成事業、ひとり親家庭等医療費助成事業及び小児医療費助成事業は、障害者や子どもたちの健康保持と生活の安定を目的として、県の補助を受けて実施している。

しかしながら、県は、各医療費助成事業における一部負担金の導入を決定し、平成 20 年 10 月より順次実施してきたところであり、さらに、重度障害者医療費助成事業においては、65 歳以上の新規対象者を助成の対象外とする対象者の見直しに加え、昨年 10 月からは所得制限を導入するなど、利用者への負担を強いるものとなっている。

こうした県の制度の見直しに対し、本市を含む県内各市町村の多くは障害者や子育て世帯に対する影響を配慮し、各市町村の負担により従前の助成水準を維持してきたところであるが、厳しい財政状況に加え、県費補助率は事業開始以降段階的に引き下げられており、事業継続に係る財源の確保が喫緊の課題となっている。

よって、県におかれては、各市町村の実情を理解され、今後も安定的・継続的に事業を運営していけるよう、医療費助成事業に係る費用に対し十分に配慮されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

神奈川県知事 あて